

ENERGY STAR®プログラムの 試験所の承認に関する条件と基準

ENERGY STARプログラムのEPA承認の認定¹試験所となるためには、試験所は、常に下記要件を遵守することに書面にて合意すること。

一般要件

- 1) EPAにより承認された認定機関（AB : Accreditation Body）による ISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（General requirements for the competence of testing and calibration laboratories）」に対する認定を維持する。ISO/IEC 17025 の特筆すべき内容には、試験所に対する以下の要件が含まれる。
 - a) 品質目標、責務、および運用方法を明確に示す指針を有している。
 - b) 試験を実施するために必要な教育と研修を受けている経験豊富な人材を雇用している。
 - c) 適切な試験に必要な物理的な設備と試験装置を有している。
 - d) 測定装置が正確で較正されていること、また較正記録が保持されていることを確保する。
 - e) 観察記録、試験データ、および計算のすべての原本の記録が保持されている。および、
 - f) 従業員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある、不当な内的または外的な商業上、財政上、あるいは他の要因による圧力や影響からの、試験所の管理体制および従業員の解放を確保するための取り決めを維持する。

注記：試験所が製品試験の公平性を常に維持することを、EPAは期待している。ISO/IEC 17025 の要件と整合する公平性の証明には以下の内容が含まれるが、これらに限定されない可能性がある。

- i) 試験所の結果について管理、実施、または検証を行う全職員の責務、権限、および相互関係が、職員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある要因から影響を受けないと示す組織図。
- ii) 内部監査の日付、監査所見、および是正措置。
- iii) 顧客からの苦情と是正処置。
- iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
- v) 試験所の被雇用者が倫理や遵守の監査に参加し、定期的に合格しているという証拠。

¹ ISO/IEC 17025 に対する認定維持の代替方法として、試験所は、EPAが承認する認証機関の監理または立会製造事業者試験所プログラム (SMTL/WMTL) に参加することができる。本選択肢に関する詳細については、「ENERGY STARプログラムの認証機関の承認に関する条件と基準」の付属資料Aを参照する。

- vi) 試験結果に不当な影響を与えるようとする企てに対し、報告や対処する機構が実施されているという証拠。
- 2) 試験所の試験施設、備え付け備品、装置、および従業員を活用する試験の実施方法を詳細に説明する、公認の各 ENERGY STAR 試験方法に関して、個別の試験所用試験方法を策定し維持する。
 - 3) 試験結果に対する不当な影響を隠蔽または及ぼそうとするすべての企てについては、直ぐに EPA/DOE に通知する。
 - 4) 試験所が試験予定の製品に対する ENERGY STAR プログラムにおいて説明されるとおりに試験方法を実施する試験所の具体的な能力が、試験所の認定範囲に記録されている。²

注記：試験所と認定機関の負担を軽減するために、EPA は、ENERGY STAR 基準を改定するときに、試験所に対してその認定範囲の更新を求めない予定である。ただし EPA は、基準の現行バージョンのプログラム要件において説明されている試験方法と試験所の試験方法が引き続き整合していることを、試験所が確保することを求める予定である。さらに、試験方法における主な変更、例えば、基準改定により基準の前バージョンとは全く異なる試験方法が求められる場合は、新たに必要とされる試験方法を反映するように認定範囲を更新することが必要となる。

- 5) EPA または EPA から任命された代表者が、自己の裁量により、ENERGY STAR プログラム要件に対する適合あるいは適合の検証のために実施される、あらゆる試験に立ち会うことを認める。EPA またはその任命された代表者は、立会人としてのみ活動し、いかなる方法においても試験所の試験業務に参加しないことに合意する。

試験所の相互比較試験：

- 1) EPA/DOE が必要と判断する場合において、適切かつ利用可能な試験所の相互比較試験 (ILC : inter-laboratory comparison) に参加することに合意する。
- 2) 技能検定試験実施者からの指示において特に定められていない限り、通常の試験／較正および報告の方法に従って ILC を実施する。
- 3) 要求に応じて以下の内容を EPA/DOE に提出する。
 - a) ILC の結果。
 - b) これら結果の分析。および、
 - c) 異常あるいは容認できない結果に対する詳細な是正措置。

報告：

- 1) 認定証明書と認定範囲のデジタル複写物を EPA に提出する。この提出物には、少なくとも以下のものが含まれる。
 - a) 認定の発効日。
 - b) 認定の有効期限（該当する場合）。および、

² 該当する試験方法は、各ENERGY STAR基準書の製品試験の章に記載されている。

- c) ENERGY STAR に関する認定された試験方法。
- 2) 是正措置の計画と書類不備の解決方法を含む、ENERGY STAR 試験に関する評価書類の複写物を、当該試験所の AB が EPA と共有することを認める。
- 3) 試験所の以下の内容に影響を及ぼす主要な変更は、30 日以内に EPA と当該試験所の AB の両方に報告する。
- a) 法律、商業、組織、あるいは所有権に関する状況。
 - b) 組織構成および管理体制（例：主要管理職員）。
 - c) 適切な場合において、方針または手続。
 - d) 所在地。
 - e) 重要な場合において、従業員、施設、作業環境、または他の資源。および、
 - f) 試験所の能力、承認されている活動の範囲、または ENERGY STAR 要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他事項。
- 4) ENERGY STAR 試験方法に関するすべての問題は、解決のために EPA に送信し、これら問題の解決に関する EPA の決定に従う。